

岡山県公園施設長寿命化計画

令和5年(2023)3月改訂

岡山県土木部都市局都市計画課

1. 都市公園整備状況

(令和5年3月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
4	804,026㎡	—

2. 計画期間 [令和5(2023)年度～令和14(2032)年度(10箇年)]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
				2				1				3

②選定理由

岡山県が管理する都市公園のうち、利用形態や公園施設数等を考慮し、岡山県総合グラウンド、後楽園、倉敷スポーツ公園を選定した。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
22	7	13	6	63	7	46

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
79			244

②これまでの維持管理状況

岡山県総合グラウンドは昭和31年の供用開始から66年以上が経過している。現在は、岡山県総合グラウンドコンソーシアム・チーム岡山が指定管理者として各施設の維持管理を行っている。

後楽園は昭和31年の供用開始から66年以上が経過し、昭和57年から業務の一部を(公財)岡山県郷土文化財団に委託し維持管理を行っている。

倉敷スポーツ公園は平成7年の供用開始から27年以上が経過し、平成18年から(公財)倉敷スポーツ公園が指定管理者として各施設の維持管理を行っている。

全ての公園において、日常点検や定期点検を実施しており、公園利用者の安全が確保できるよう維持管理を行っている。

③選定理由

岡山県総合グラウンド、後楽園、倉敷スポーツ公園について、全ての公園施設を対象に健全度調査を実施した。

調査結果から、すべての公園施設を予防保全型管理と事後保全型管理に分類した。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

○平成24年度(岡山県総合グラウンド／倉敷スポーツ公園)

- ・ 点検調査対象施設：岡山県総合グラウンド(全施設)
倉敷スポーツ公園(全施設)
- ・ 点検調査実施時期：平成24年10月から平成25年1月(岡山県総合グラウンド)
平成25年1月から平成25年2月(倉敷スポーツ公園)
- ・ 点検調査方法：目視や触診、打診による点検

○平成26年度(岡山県総合グラウンド)

- ・ 点検調査対象施設：岡山県総合グラウンド陸上競技場
- ・ 点検実施時期：平成26年8月
- ・ 点検調査方法：施設の劣化の進行状況を確認した。
- ・ その他：野球場等について、平成26年度に随時現地調査を行い、修繕計画を立案した。

○平成26年度(倉敷スポーツ公園)

- ・ 点検調査対象施設：倉敷スポーツ公園本球場
- ・ 点検実施時期：平成26年8月
- ・ 点検調査方法：施設の劣化の進行状況を確認した。
- ・ その他：施設の修繕計画を修正した。

○平成28年度(後樂園)

- ・ 点検調査対象施設：後樂園(文化財として本質的価値を構成する施設を除く公園施設)
- ・ 点検実施時期：平成28年5月から平成28年8月
- ・ 点検調査方法：目視や触診、打診による点検

○平成29年度(岡山県総合グラウンド)

- ・ 点検調査対象施設：岡山県総合グラウンド(予防保全型管理を行う施設)
- ・ 点検調査実施時期：平成29年9月から平成30年3月
- ・ 点検調査方法：目視や触診、打診による点検

○平成30年度(倉敷スポーツ公園)

- ・ 点検調査対象施設：倉敷スポーツ公園(予防保全型管理を行う施設)
- ・ 点検調査実施時期：平成30年8月から平成31年(令和元年)3月
- ・ 点検調査方法：目視や触診、打診による点検

○令和3年度(後樂園)

- ・ 点検調査対象施設：後樂園(予防保全型管理を行う施設)
- ・ 点検実施時期：令和3年7月から令和4年2月
- ・ 点検調査方法：目視や触診、打診による点検

○令和4年度岡山県総合グラウンド)

- ・ 点検調査対象施設：岡山県総合グラウンド(予防保全型管理を行う施設)
- ・ 点検実施時期：令和4年8月から令和5年3月
- ・ 点検調査方法：目視や触診、打診による点検

なお、現時点での各施設の健全度の状況は、次のとおり。

公園名(調査年度)	健全度A	健全度B	健全度C	健全度D
岡山県総合グラウンド (健全度調査：令和4年度)	12	25	20	2
後楽園 (健全度調査：令和3年度)	17	27	6	4
倉敷スポーツ公園 (健全度調査：平成30年度)	1	6	17	0

6. 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃、保守、修繕）と日常点検により公園施設の機能と保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用中止の措置を講じ、事故等を予防した上で、可能な限り早急に補修もしくは更新を行う。

①一般施設、土木構造物等、建築物等

日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また、対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修もしくは更新を位置付けた上で、措置を行う。

②その他設備等

法律で定められた定期点検結果等を健全度調査として活用する。

7. 公園施設の長寿命化のための基本方針

健全度調査の結果から、施設毎にライフサイクルコスト(LCC)を算出し、全ての公園施設を予防保全型・事後保全型の管理に分類する。

I. 予防保全型に類型した施設

- ・ 可能な限り、健全度がB時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。(施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し長持ちさせることを目的に、計画的な改修を行う。)
- ・ 公園施設の日常的な維持保全（清掃・保守・修繕など）を行う。
- ・ 毎年の定期点検を行う設備以外の公園施設(一般施設、土木構造物及び建築物)については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を把握する。

II. 事後保全型に分類した施設

- ・ 健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕など）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・ 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。

III. その他

- ・ 長寿命化計画の運用にあたり、想定外の更新や修繕等が発生し、計画で定めた内容から著しく乖離した場合は、長寿命化計画の見直しを実施する。
- ・ 少子高齢化等の社会環境の変化に応じ、持続可能かつ機能的な施設の確保に加えて、高齢者、障害のある方、外国人などすべての人が利用しやすい施設となることを目標に、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設を整備する。
- ・ 公園(施設)の利用状況を考慮しつつ、今後、廃止及び集約化に向けた検討を実施する予定。